

企業・投資課税における経済学的中立性と租税法（二・完）

—ドイツ企業税制改革に係る基礎理論の分析—

手 塚 貴 大

一 はじめに

(二) 問題の所在

(1) 本稿における検討の視角

二 ドイツ企業課税改革案の歴史的展開—現行法も視野に入れて—

(二) 諸改革案の概要

(1) 小括

三 Cash-Flow型税制とACE型税制の理論

(1) Cash-Flow型税制の構造

(1) ACE型税制の構造

(1) 小括（以上、二九巻二号）

四 ヨーロッパにおける企業・投資課税の改革

(1) 二元的所得税

(1) オランダにおける分類課税方式

(3) オーストリアにおける基準利子控除制度の導入

(4) クロアチアにおける消費型所得税の導入

(5) 小括

五 結語（以上、本号）

四 ヨーロッパにおける企業・投資課税の改革

ここでは、ドイツ以外のヨーロッパ諸国で実施されている、あるいはされつつある税制改革を紹介し、若干の分析を行う。ドイツはヨーロッパ諸国の中でも、最も税負担が高い国と位置付けられ、税負担軽減措置の導入の要請をはじめとして、税制改革が理論上も実際上も求められていた。それ故、かかる契機ともなった他のヨーロッパ諸国の税制改革をここで概観することが議論の発展には有意義である。以下でヨーロッパにおける税制改革のうちいくつかを取り上げることとする。

(一) 二元的所得税

二元的所得税は目下大きな理論的および政策的検討課題である。よって、それを本節でも一応取り上げ、ドイツにおける議論を概観することとした。⁽²⁾

1 北欧における要請

ヨーロッパにおいて、先に述べたように、域内での経済活動の活発化により（それは、勿論、ヨーロッパ域内のみに尽きず、日本、アメリカとの域外経済の展開があることは言うをまたない）、各国がその領域内で発生した資本所得への課税が困難になつてきていることは既に知られている。加えて、こうした資本所得に、累進所得税を通じた重い課税することは、経済的効率性を害する怖れがあるとも指摘されている。

さて、居住地国課税原則と、源泉地国課税原則を以つて、その両立・実現はさておくとして、経済的効率性を持つ

た税制を構築することが国際租税法においては求められていることは周知である。居住地国課税原則を以つては、稼得された所得が居住地国において総合課税に服する場合、企図された経済的効率性は実現される。資本所得であつても、その例外ではない。そして、その際、法人税率と、最高所得税率は一致すべく調整される必要があり、最早各国は自律的に税率を決定することが必ずしもできない。しかし、これは、ヨーロッパ・レベルでの税制の調和をもたらす可能性を供することにはなるかもしだれない。

次に、源泉地国課税原則に則つて考へると、国外で発生した利子、配当等が居住地国において課税されないことになるから、右に述べたような資本所得課税の問題は発生しないかもしだれない。そして、その限りで、労働所得に係る所得税率を決定することは居住地国にとつて、なお可能である。

しかし、利子所得をはじめとする資本所得について全く課税を行わないことが無理であるならば、妥協として、その他の選択肢が求められる必要がある。それに関しては、資本所得に係る課税方式を他の各種所得類型とは異なつたものとすることがその選択肢となろう。ヨーロッパ各国の例を見ても、法人税率と最高所得税率とを一致させている国はほとんど見当たらない。加えて、総合所得税を理想的な形で実現している国もない。多くの所得税制度のもとでは、何らかの形で各種所得類型ごとに異なつて控除が認められていたり、各種所得の一部のみしか捕捉ができないということが常態化している。

加えて、Viherkenttä氏によると、北欧における二元的所得税に代表される税制改革の背景には、右の Jacobs 教授の論述の如き要請の他に、物的会社において準備金の計上に係る規制が多数認められたこと、その他にも、様々利益を減少させる形での控除項目が認められていたこと、がある。⁽²⁾

以上のことまとめると、北欧諸国において、労働所得に相対的に重い課税をなし、そして、資本所得に低い課税

をなす、ということにより、物的会社についても資本所得と同様の税率を適用されることとなつてゐる。しかし、税収中立性の観点から、課税ベースの拡大が企図されていることも付言しておく。⁽⁸³⁾

2 日本国二元的所得税——森信茂樹説——

わが国でも、二元的所得税に関する議論は存在する。その代表的見解として森信氏のそれを概観する。⁽⁸⁴⁾

森信氏の議論を要約すると、以下のようにならう。わが国においては、目下、金融所得について課税方式の複雜性が見られる。例えば、株式譲渡益を例にとると、株式譲渡益および譲渡損の間での損益通算は、株式譲渡損益はその間でのみ損益通算をなしうるという形で、いわば非常に強い限定が付されている。すなわち、他の金融所得との間での損益通算は認められていない。さらに純損失の繰越および繰戻についても、わが国の現行制度は限定的であるという。右の点について、諸外国では、損益通算についての限定はわが国におけるほど限定的ではいえない。確かに、租税回避という点に着目すると、かかる損益通算は限定的に構築されても止むを得ないのかもしれないが、しかし、所論によると、次の様な理由で、金融所得間での損益通算は原則として広く認められるべきであるという。すなわち、今日の取引社会において、投資家にとって投資に基づくリターンも重要な関心事であるが、それに加えて、損失も巨額に上る可能性もあるから、その処理、言い換えると控除可能性も重要な関心事である。投資家にとって、損失の控除可能性はリスクテイクの中立化の問題として、投資の意思決定に際して、決定的影響力を持つ。

よつて、投資から生じる損失は、全額控除が本来的に好ましく、それが認められない現行法は改正の余地を持つといふ。

すなわち、所論によると、金融所得の課税方式の統一性を実現することが、わが国独自の視点に基く二元的所得税であると言えよう。⁽⁸⁵⁾ 但し、わが国では、総合課税の原則が第一次的な課税原則であるため、二元的所得税の導入によ

り資産性所得に統一的な課税方式を適用することを実現した後、総合課税化の道を歩むこともあり得る。⁽⁹⁵⁾

3 二元的所得税の理論的かつ実際上の問題点

(1) 理論的および実際的問題

しかし、二元的所得税にも欠点が存在する。一に、従来正当なものとして学説上、実務上受け入れられてきた総合課税の原則に、二元的所得税は違反する。すなわち、あらゆる各種所得を合計し、それに統一的な税率を乗じるという姿は最早なく、所得を大まかに二分割して（資本所得と労働所得）、それぞれに異なる税率を乗じることとなる。これにより、労働所得の稼得者は労働所得を何とかして資本所得と性質決定しようとするであろうから、右の点について課税庁と納税者との間に争いが生じる可能性がある。特に、それは、個人事業者、人的会社、そして小規模法人について見られるとされる。⁽⁹⁶⁾二に、右の点に関連して、労働所得と資本所得との間の範囲を画することは実際には困難である。しかし、右に述べたような租税裁定取引（Steuerarbitrage）を防ぐためには、何らかの基準定立が必要となる。⁽⁹⁷⁾これには、二つの方法が観念され得る。

一に、労働所得の範囲をまず画し、残りの所得を資本所得とするという方法である。⁽⁹⁸⁾しかし、これには、二つの難点が付着している。ある所得を労働所得と性質決定するためには、賃金の水準、事業者の職業訓練のありよう等の個別ケースにおける具体的な事情に依拠するし、そして、こうした方法では、課税が抑制される。すなわち、その他の条件が同一であるとの仮定の許では、全体としての所得は増加しつつも、一方では、労働所得は累進課税がなされるため、それを回避するために一定量のままであると観念され、他方では、資本所得は低い比例税率が適用されるために、なるべく、資本所得として性質決定がなされることとなり、それにより低い比例課税がなされる資本所得が増大し、税収は落ち込む傾向が生まれるのである。

二に、資本所得の範囲をまず画するという方法である。それは、人的企業の許で、その出資者であり、かつ自らの労働を供して企業の利益を賄得することに貢献しているそうした者について問題となる。換言すれば、すなわち、企業からの分配利益の性質決定が問題となつていて、それは、しばしば企業の中の資本が有用である。大まかには、右の資本に一定の調整率が乗じられ、労働所得とされる。⁽¹⁾こうした方法は北欧諸国でも採用されている。例えば、Viherkenttä氏らの整理を参考してみる。⁽²⁾スウェーデン、ノルウェー、フィンランドが例であるが、統一的な方法は用いられておらず、実際には、右の三ヶ国の例において用いられている方法に限られず、様々な方法を考案して用いられることが可能である。

まず、総合的に概観する。中小企業、とりわけ個人的会社と個人事業者の許での労働所得と資本所得との範囲を画する方法が問題となつていて、ノルウェーおよびフィンランドにおいては、かかる作業は、当初より行われていた。しかし、スウェーデンにおいては、右の如き企業から出資者兼使用人に対してなされる分配利益は、すべて労働所得とされていた。以下で北欧三ヶ国の制度のありようを大まかに概観する。

(2) 各国のありよう

スウェーデンについて。⁽³⁾配当のうち、持分の取得費用と国債利子率に五パーセントを加えた値との積を超える額については労働所得とされ（但し、一定額まで）、残りが資本所得とされる。

また、一定の場合を除いて、会社持分の譲渡益の七〇パーセント未満については労働所得として課税される。

ノルウェーについて。⁽⁴⁾労働所得を計算するに際しては、企業の利益がベースとなる。右の企業利益から、まず、①建物、機械等の実物資産の価額に一定の調整率を乗じて計算される額が控除され、②個人企業（personalintensiver Unternehmen）にアメリストを与えないために、人的費用（Personalaufwendungen）が控除される。右の費用を控除す

る」とにより、企業固有の価値 (ein originärer Firmenwert) が資本所得の計算から間接的に除外される。以上の諸控除を差し引いた残額のうち、最大約一五万ユーロまでは、労働所得として性質決定される。

フィンランドについて。⁽¹⁵⁾ 企業の利益とその分配部分については、当該企業の純財産を基準にして、納稅者の受領する分配利益がその一五パーセントを越えない部分について、それは資本所得となり、残りが労働所得となる。また、企業の純財産が往々にして負になることがあるが、その際には、企業債務の一部を無視して擬制的に純財産を創出することなどが可能であり、それを以つて資本所得課税が行われうるとされる。

その他にも、幾つかの基準が用意されているが省略する。

しかし、実際には、右に見た如く特定の方法が採用されておらず、資本の価額を如何にして計算するか、そして調整率を如何にして決定するか、という点に関して困難は残るのである。すなわち、右に決定された価額および調整率が真に適正であるか否か、について検証することは実際には困難であり、真に適正なインディケーターは確定できない。

最後に、二元的所得税が応能負担原則に適合するか否か、という問題は重要なものとしてなお残る。既に述べたように、二元的所得税は、総合所得課税の原則に違反する。⁽¹⁶⁾ 反対に、北欧諸国の二元的所得税への賛成論者は、次の点を挙げる。まず、資本所得に対する低い課税を行なうこと等しい、資本所得は既に課税された所得から成っている、資本所得は、従来、多くの課税の欠缺を伴いつつ課税されていた、ということである。特に、資本所得に対する低い課税は、結果として右に述べた課税の欠缺を充足することに繋がるから、それは、結局、平等課税に資することとなるということも、その根拠である。

4 二元的所得税に対する評価

二元的所得税について、総括すると凡そ次のように言えるのではなかろうか。まず、二元的所得税は、確かに、資本所得を効率的に把握することには資する。加えて、場合によつては、構築如何によつて、法形態に中立的な企業課税をなすことに貢献する。しかし、経済的な担税力（給付能力）を課税のインディケーターと考えたのであれば、平等課税の原則と相克する。⁽¹⁸⁾ 但し、企業課税と個人所得課税という両者を全く別のレベルで議論すべきものとして把握するのであれば、投資・雇用の創出に必要で、かつ、企業にとって国際的にみて競争力を与える税率、すなわち低い比例的な税率は、理論的に可能である。加えて、二元的所得税は、既に実施されているという点で、実践的な政策の例として認識される。反対に、ドイツにおいて学説上主張されている諸提案は実施されたことが未だにないのである。

(二) オランダにおける分類課税方式

オランダにおいては、二〇〇一年以降、いわゆる分類型課税方式が適用される。⁽¹⁹⁾ それは、通称、”ボックス・タックス（Boxen）”と呼称されるものである。それは、凡そ、各種所得類型を三分類し、それに対し異なる課税方式を適用しようとするものである。その概要を以下に紹介する。

1 一九六四年所得税法におけるオランダの所得課税

オランダにおいては、二〇〇一年の改正以前、いわゆる一九六四年所得税法（改正前の旧法である）の許では、事業所得、適格資本参加所得、給与所得（Arbeitseinkünfte）、資産所得、継続的稼得金および年金所得という各種所得類型が存在し、そして、各種所得控除、損失控除があり、それについて総合所得課税がなされていた。なお、損失につ

いては、原則として、三年の繰戻、八年の繰越が認められた。加えて、事業所得に係る損失については一九九五年一月一日以降無制限の繰越が認められていた。

2 分類課税方式採用の背景

しかし、右のような総合所得課税は、大きな問題をもたらした。すなわち、損益通算制度により、例えば、投資所得から発生した損失を他の所得類型と損益通算することを通じて、税負担が減少していた、という事情がある。損益通算制度自体は、総合所得課税の原則からすれば必然的に要請される制度であろうが、しかし、それにより、税負担、つまり税収の減少が大きなものであったという事情があろう。それにより、こうした損益通算をある程度まで限定する必要性が認められたのであった。

3 分類課税方式の内容

分類課税方式の採用により、各種所得類型は三つに再編成された。①労働所得および持家帰属所得（“inkomen uit werk en woning”，これが box 1 である）、②適格資本参加所得（“inkomen uit aannemelijk belang”，これが box 2 である）、③標準財産収益所得（“vermogensrendementsheffing”，これが box 3 である）がそれである。

以上の三つの各種所得類型について、それぞれ異なる課税方式が適用される。すなわち、各種所得類型の間の損益通算は出来ず、発生した損失は、同一の各種所得類型内の将来発生する正の所得とのみ損益通算が可能である（これは、純損失の繰越であるが、期間による制約は存在しない）。そして、標準財産収益所得については、損失の発生は観念しえない（後に詳述する）。そして、労働所得および持家帰属所得については、累進課税がなされる（社会保険拠出金も含めた実質的な百分率は、三三一・九〇、三六・八五三、四一、五一パーセントである）。そして、適格資本参加所得、標準財産収益所得については、比例税率が適用される（三〇パーセント）。

さて、標準財産収益所得については、他の所得類型とは異なり、所得計算の方式が例外的な構築をなされている。稼得収入から必要経費を控除するという通常の方式は適用されず、そこでは、所得稼得のために用いられた資本（これを、以下では“投下資本”という）の四パーセントが標準財産収益所得の所得金額となる。^(注) そして、投下資本は、労働および持家帰属所得、適格資本参加所得に分類されないあらゆる財産をその計算のベースとする。それは、以下のように計算される（二〇〇一年所得税改革法五・一・三条による）。

投下資本（の価額）とは、保有財産の価額から債務の価額を控除して求められる（一項）。そして保有財産は、土地、直接または間接に土地に係る権利、動産、動産に係る権利、金銭も含めた物に係ることのない権利、取引価額を持つその他の権利が挙げられている（二項）。そして、債務（の価額）は、取引価額を持つ債務のそれである。

なお、標準財産収益所得には特別控除が認められている（独身者については一七〇〇〇ユーロ、夫婦については三四〇〇〇ユーロの特別控除の適用が可能である）ことを付言しておく。

4 分類課税方式による評価

以上で見た分類課税方式は、凡そ所得類型ごとに税額を計算して課税することから、総合所得課税とは正反対の課税方式であると位置付けることが出来る。その際、確かに、損益通算を制限したことによって、租税回避や不当な税収の減少を防ぐ枠組みが形成されたと言える。しかし、ドイツは総合所得課税の原則に高い価値が置かれているため、ドイツでは採りえない制度である。わが国でも、短期的には採用しがたいドラステイックな制度であると言えよう。

しかし、制度自体は各種所得類型が三つに減少していること、複雑な損益通算制度がないことに鑑みて、税制の構築として簡素であると評価できると考える。

なお、以上のような構築から推論できることであるが、分類課税方式は、二元的所得税との間の共通点がある。

(三) オーストリアにおける基準利子控除制度の導入

1 基準利子控除制度の概要 基準利子控除制度の意義

ドイツのみならず、オーストリアにおいても消費型所得税への理論的信奉は強い。⁽¹³⁾特に、それは、近時の二〇〇〇年度税制改革において現れた。企業課税の領域において、企業の許で、各事業年度ごとに、自己資本が増加した場合、その増加分に含まれるインフレによる増加分を事業支出（これは基準利子に当たる）として控除するという制度であると解され得る。⁽¹⁴⁾これは、いわゆる企業の自己資本に係るACE型税制である。⁽¹⁵⁾そして、いわゆる右の基準利子控除制度は、法人および帳簿作成を行つてゐる人的企業に適用される（すなわち、いわゆる利益計算法を用いた利益の計算が適用の前提であることを意味する）。

そもそも、右の税制が導入された背景には、自己資本および他人資本を租税法上平等に扱うことを通じた企業活力促進がある。⁽¹⁶⁾基準利子を事業支出として税務上処理すれば、その利子分を社債権者に支払う利子とほぼ同じになるよう調整することを通じて、右の平等扱いは実現される。さらに、基準利子を控除することを通じて、引当金を不相当に計上することや同じく減価償却を不相当に行うという企業行動を防ぐことが出来る。⁽¹⁷⁾何故なら、擬制的な事業支出控除により引当金の計上に代えることができるからである。

(2) 基準利子控除制度の構造

ここで基準利子控除制度における基準利子の計算の方法を中心に論述する。⁽¹⁸⁾

まず、基準利子の計算にあたってのベースは、各事業年度における自己資本の増加分である。そして、自己資本の

増加分は、基準利子控除を行う年度の租税法上の平均自己資本 (*der gewichtete durchschnittlich steuerliche Eigenkapitalbestand*)⁽¹²⁾ から過去の年度における租税法上の平均自己資本を控除して計算する。具体的には、次のようになる。まず、基準利子控除を行う年度（これを仮に「〇年度とする）のそれを「一〇〇」とし、〇九年度のそれを「一〇〇、〇八年度のそれを「八〇〇、〇七年度のそれを「九〇〇、〇六年度のそれを「七〇〇、〇五年度のそれを「六〇〇、〇四年度のそれを「一〇〇〇、〇三年度のそれを「八〇〇、〇二一年度のそれを「一三〇〇、〇一一年度のそれを「一一五〇とする。そして、控除を行う年度の自己資本から過去七年のうちの最も高い自己資本を控除して計算が行われる。右の説例で言えば、一〇年度の「一四〇〇から〇四年度の「一一〇〇を控除した「一〇〇が自己資本増加分とされる。

そして、法人の許で事業支出として控除される基準利子は、株主の許に配当され、その際、「五パーセントの源泉

徴収税が課され、それを以つて課税関係が終了することとなる。

2 オーストリアの企業課税の体系における基準利子控除制度の位置付け

さて、別の箇所でも指摘する予定であるが、ここでオーストリアの企業課税の概要を、株主（あるいは出資者）・会社間の課税方式を中心に概観しておくこととする。

オーストリアでも、ドイツと同様に、法人税および所得税の二元主義が妥当する。そして、法人の許では法人・株主間での配当に係る二重課税が問題とされた。その二重課税を除去するために、幾度かの制度改革を経て、まず、一九八八年度改正によって、次の様な制度が採用されている。

それは二分の一税率方式 (*Halbsatzverfahren*)⁽¹³⁾ である。これは、ドイツ企業税制改革のモデルになつたものとして認識されているが、法人の許での配当利益について、法人税率が二分の一にされ、そして株主の許でも二分の一の法人税率が適用された後の配当利益についても、適用される個人所得税率を二分の一にする、というものである。これ

により、試算によると、法人の許で配当される前の利益と同額の所得を稼得した場合と、ほぼ同じ税負担が創出されるという。すなわち、法人の株主と人的企業の出資者（企業の許で発生した利益は出資者に直接帰属し、個人所得税が課される）との間で、税負担の平等が実現される。これは、法形態の中立性の実現である。⁽¹³⁾

そして、次に、一九九三年度税制改革によつて、右の課税方式に若干の改正が付け加えられた。法人が株主に配当をなす場合に、法人の許で、配当につき二五パーセントの資本収益税を課し、それを通じて源泉徴収を行う。そして、右の資本収益税の課税で以つて、配当に係る課税関係を終了するというものである。これは、独立課税方式（Endbesteuerung）と呼称される。⁽¹³⁾ または、納税者の選択によつて、二分の一税率方式を適用することもできる。その際、実質的に資本収益税は控除されることになる。

ところで、設例を示す。まず①独立課税方式について。ある者Aが配当以外の所得を五〇、配当所得を五〇稼得すると仮定する。オーストリア所得税法上、五〇の配当以外の所得について一五・二、そして五〇の配当所得について独立課税方式が適用された結果として一二・五の税負担が発生し、合計二七・七の所得税が課されると計算できる。右の計算とは別に、独立課税方式を適用することなく所得税の計算を行うとすると、合計一〇〇の所得に対しても三八・六パーセントの所得税率が適用されるとし、まず、配当以外の所得について五〇に三八・六パーセントを乗じ、一九・三の税負担が発生する。次に、五〇の配当所得について二分の一税率方式の適用により、一九・三パーセントを乗じ、九・六五の所得税が発生する。両者を合計すると、二八・九五の税負担が発生する。右の設例によると、独立課税方式を適用する場合と、二分の一税率方式を適用する場合との間で同一の所得について税負担が異なる場合があり得ることが明らかになる。すなわち、納税者は、ここに自らに適用される課税方式を選択する余地があることになる。

次に②一分の一税率方式の適用について。仮に、Aにとって、配当所得のみが一〇〇あると仮定する。仮に、独立

課税方式を適用した場合、所得税負担は二五である。そして、オーストリア所得税法上二八・六パーセントの所得税率が課せられるとする。しかし、そこで、二分の一税率方式を適用すると一九・三パーセントの税率が適用されるゆえ、税負担は一九・三となる。その差異、二五から一九・三を控除した五・七は国から株主に還付される。

さて、基準利子控除制度は、株主への配当課税を行う際に、二五パーセントの源泉徴収課税を行うことと平仄を保つていている。すなわち、法人の許で損金として扱われる基準利子は、株主の許では配当として扱われることとなる。

3 基準利子控除制度の評価

基準利子控除制度に見られるACE型税制は、消費型所得課税の一類型であると位置付けられている。如何なる点に消費型所得課税の特徴が現れているかと言えば、基準利子を控除することを通じて、異時点間における自己資本を実質的に等価値としておくことにそれが見出される。すなわち、企業は自身の利益をいつの時点での投資（消費）あるいは内部留保しても、自己資本の実質的価額が一定であるので、その利益処分に係る意思決定は影響を受けないということである。⁽²³⁾

但し、基準利子控除制度に対しては次の様な批判があることを認識する必要がある。⁽²⁴⁾まず、一に、基準利子控除制度を導入する際には、当面、税収の大幅な減少が予想されるといわれている（しかし、一般的には、この批判は当たつていないと解されている。税収の大幅な落ち込みが生じ得るのは、Cash-Flow型税制を採用した際の、通常は減価償却されるところの事業支出を支出期に即座に全額控除するようなCash-Flow的な利益計算をした際であって、基準利子控除制度のようなACE型税制の許ではかかる事態は生じないと考えられる）。

二に、他のヨーロッパ諸国と比較して、オーストリア企業の自己資本比率はさほど低くはなく、引当金の計上も不相當に高いわけではない。

三に、株主は、自己に対してなされる配当について、法人の許で独立課税方式を適用される部分と、自己の許で二分の一税率方式を適用される部分とを、当該法人の通知により把握しておく必要がある。

四に、自己資本を過大に見せないように規制をしておく必要がある。設例を以下に示す。ここで事業年度を二期に分け、一期に二〇〇の引当金を計上し、二期にそれを洗い替えるものとする。その際、基準利子が五パー・セントであるとし、それ故、二期には一〇の控除分が発生する。そして、オーストリア法人税率が三四パー・セントであるので、右の一〇のうち三・四に相当する額が税負担の軽減分になる。したがって右の設例の許では一〇のみが控除されることになるが、しかし、二期の利益から二〇〇の引当金を計上する余地もなおあり、引当金計上が税負担軽減の有効な可能性であり続ける。

五に、A氏が株式を有する会社甲に一〇〇〇の増資をした場合、甲はその子会社に、右増資分をベースとして、五〇〇の増資をするとする。右の設例で、甲社および乙社の許で自己資本の増加があり、親子会社間で控除できる基準利子分相当額が不相當に増加するという連鎖（カスケード）効果が生ずるおそれがある。

(四) クロアチアにおける消費型所得税の導入

クロアチアでも、オーストリアと同じく、消費型所得税が導入された。この点、先にも指摘したように、Lang教授が一九九三年にドイツ大蔵省の諮問により、民主化および市場経済移行のための改革がなされた旧東欧諸国のために租税制度を創設するための租税法典草案 (Entwurf eines Steuergesetzbuchs)においても、クロアチアはその対象となっていたことを付言しておく。⁽¹³⁾ なお、筆者はセルビア語を解さないので、Schneider氏およびStockler/Wissel両氏をはじ

めとする、いくつかのドイツ語による文献を参考としつつ、以下の論述を行う。⁽¹⁾
では、以下にクロアチアの税制改革の概要を論じ、若干の検討を行う。

1 クロアチアにおける税制改革の背景

クロアチアにおいては、一九八〇年代末期から、九〇年代初頭にかけてのいわゆる東欧民主革命の動きの中で、同時に進行した経済体制の資本主義への移行に伴い、それに適合した税制を構築する必要性があつた。それ故、資本の蓄積を実現する税制が目指されたのである。そして、その際、中立性も重要な公準としての役割を演じた。すなわち、とりわけ資金調達の中立性の実現を通じて、企業部門における資源配分の効率化が企図されたのであつた。

2 クロアチアの企業課税—ACE型税制の導入—

クロアチアにおいても、オーストリアとほぼ同様の ACE型税制が導入された。すなわち、資本蓄積の必要性から、自己資本の充実に適合する税制の導入が企図されたと言える。その結果が企業部門における利益税 (Gewinnsteuer) の導入である。その概要を以下に紹介する。

利益税は、企業に対して課される税である。納税者は法人、(一定の要件を備えた)個人、共同企業体である。これは、ドイツにおける一般的企業税と同様の制度構築である(参照、二(一)3)。企業形態の如何を問わず原則として同一の課税方式を適用するということである。但し、個人や共同企業体が利益税を課されるためには、帳簿書類を作成することがさらなる要件とされる。加えて、①売上が一,〇〇〇,〇〇〇クーナ超、②所得が三〇〇,〇〇〇クーナ超、③その固定資産が二〇,〇〇〇,〇〇〇クーナ超、あるいは④一年度内の平均使用人数が三〇名超、のうち一つの要件を満たす個人あるいは共同企業体は必ず利益税を課されることとされている。

利益税を課される企業は、先に要件として挙げた帳簿書類の作成からも推論されるように、利益計算法によつてそ

の所得を計算する。その際、計算された所得から、利益税法に規律された加算減算を施し、最終的な課税標準が計算されるが、これについては省略する。⁽¹³⁾

次に、企業・株主または出資者間の課税方式であるが、インピュテーション方式は適用されず、例えば、企業から株主に配当がなされる際には、企業の許で利益税を課された後は、株主の許で所得税を課されることはない。さらに、ある法人が他の法人に資本参加している際には、当該資本参加に基いて稼得される配当についても、同じく、配当受取企業の許では課税はなされない。それに対応して、配当を稼得するために要した費用の控除は認められない。これは、いわゆる一回課税の原則の実現手段と捉えられている。なお、ここで、一回課税とは、例えば、凡そ”配当に充てられる企業利益が少なくとも一回は独立的課税に服すべきとする原則”と定義される。⁽¹⁴⁾この点、Hey教授によると、ドイツ実定租税法においては、一九七七年法人税改革がなされた際のインピュテーション方式の導入を正当化するものとして参照された。したがって、法人・株主間の配当二重課税を排除することをもその一つの意味内容としていると推察され、本節の文脈においても引用されたのである。⁽¹⁵⁾

そして、オーストリアにおける基準利子控除制度と同じく、クロアチアにおいても、それが導入されている。すなわち、自己資本は基準利子の分だけ利子を発生させるため、その分を企業利益から控除するとされている。ここで、基準利子は二つの要素から成るという。すなわち、狭義の基準利子とインフレによる物価高騰分（物価上昇率）である。前者は五パーセント、後者は、そのときの経済情勢により決せられる。よって、物価上昇率が三・五パーセントであれば、基準利子は八・五パーセントと仮定される。Schneider氏によると、基準利子に二つの要素を認めるることは、次のような意義を有しているという。すなわち、物価上昇率を斟酌することは、インフレに中立的な課税を実現するという。⁽¹⁶⁾そして、それとともに、資本の元本に対する課税を避けることができるという。

なお、税率は三五パーセントである。これは、最高所得税率と同じである。この点に着目しても、個人企業と利益税を課される企業との間での法形態の中立性が凡そ実現されていると言える。

3 利益税の評価

利益税は、その重要なポイントが企業利益からの基準利子の控除であるから、その評価については、凡そオーストリアにおける基準利子控除制度に対するものと同じものが妥当するであろう。この点については、新たにここで付言する事柄はない。

しかし、次の様な特徴を指摘することができる。一に、法形態の中立性の実現が挙げられる。⁽¹⁵⁾ すなわち、一部の個人企業を除いて、原則として利益税という統一的な課税方式が実現されている。

二に、みなし法人課税の制度がある。すなわち、個人であつても、一定の要件を備えた場合には、個人であつても法人課税の適用を受けることができる。但し、わが国でもみなし法人課税に対する批判からそれが廃止された経緯もあり、クロアチアでの導入が税制改革として望ましいか否かは明らかではない。わが国と異なった運用のパフォーマンスが示されるかもしれないが、評価はその際になさるべきである。

三に、右の二点と関連するが、クロアチアの立法者が、企業課税の領域において、企業規模と課税方式との間に比例関係を認めていることである。一定の企業規模を備えた企業には、利益税を課するとしており(三(四)2を参照)、法形態をベースとするのではなく、当該企業に係る経済的事実関係をベースとして課税方式の適用が決定されてい る。

四に、クロアチアの税制改革においては、ドイツの議論の影響が極めて大きく反映されており、ドイツの論者が主張してきたことの多くがそこに色濃く現れている。

(五) 小括

以上に見たように、ドイツ以外のヨーロッパ諸国においても、相当程度ドラステイックと言える改革が実現されている。勿論、それは、狭義の企業課税の改革のみではなく、株主あるいは出資者に係る課税をも含んだ投資税法の改革が展開されている。

いずれの国々においても、投資税法は税制改革においても中心的位置を占めている。しかし、単純な税負担の引き下げによる経済活性化税制の構築のみというよりも、損益通算を通じた租税回避の防止あるいは居住者による国際的投資活動により生ずる税収減の食い止めや、中立性の実現が企業・投資課税の領域において企図されている。

なお、ヨーロッパでは現在、租税競争の展開が顕著であり、税負担の引き下げ競争も相当程度行われていることは付言しなければならない。⁽¹⁸⁾

四 結語

本稿の検討を通じて、ドイツ・ヨーロッパにおける企業・投資課税の概要、そして、その背景にある考え方がある程度明らかになったものと思われる。尤も詳細かつ本格的検討は別稿にて行う。

さて、以上の検討の成果から、筆者が思いついたことをまとめとき、本稿の結論に代えることとしたい。

まず、一に、ドイツにおける議論を通じて明らかになったことは、民事法への企業課税方式を厳格に結びつけることは、理論上はともかく、実際上は捨てることが可能である。しかし、それは、法制度の激変を招来するために、回

避される傾向があると推察される。

次に、二として、近時、ドイツにおいて展開された企業税制改革との異同が問題となる。例えば、二元的所得税の論述を行った際に、二元的所得税は決して資本所得に対する優遇措置を講ずるものではなく、租税回避を減少させること、税制の中立性を実現させることをその主目的としていたことを指摘した。その際、とりわけ、税収中立性の観点から、物的会社については法人税率を引き下げるのと同時に、課税ベースが拡大されている。それと並んで租税競争という要素もあり、税率の二五パーセントないし二八パーセントという水準は、ヨーロッパの中でも最も低いものである。

以上のいずれの要素も、最近のドイツ企業税制改革において採用されている。したがって、ドイツの立法者もヨーロッパにおける税制改革を相当意識して、立法にあたつたと言えるであろう。⁽¹⁵⁾一（一）5で言及した二分の一所得免除方式についても、同じく四（三）で言及したオーストリアの二分の一税率方式を参照しつつ立案がなされたことからも、それは推論可能ではないであろうか。こうした状況は、ヨーロッパにおける税制の収束をもたらすものである。

そして、三に、今後、ドイツの法人税制が大きく変化したので、場合によつては、他のヨーロッパ諸国の企業税率が一気に引き下げるかもしれない。それとともに、法人税率と最高所得税率との乖離が一層広がるかもしれない。右のトレンドを以つて、結果的に、二元的所得税が採用された場合と同じ様な税制が普及することもある。尤も、右の事情が、理論的に望ましく、かつ実際上も受け入れられるものであるか否か、は別途検討する必要がある。

四に、ドイツ以外のヨーロッパの国々においては、ドイツにおいて理論的に推奨される消費型課税が特に企業課税・投資課税の領域において実現される余地がある。その際、確かに、二元的所得税を例として考えてみても、従来

の租税法ドグマーティクを支配してきた総合所得課税の原則に違反するおそれがある。しかし、投資所得に対する相対的に労働所得と比較して相対的に低い課税を行うことは、投資所得に係るインフレによる名目価額の上昇分に対する課税を避ける効果をも有しているので、実質的には投資所得と労働所得との間で平等課税を実現する余地をもたらすかもしれない。したがって、二元的所得税は租税特別措置とは一概に言えない。さらには、オーストリアの基準利子控除制度およびクロアチアにおける利益税を例としても、それが企業の自己資本（金銭の実質価値は時間の経過に応じて変化するから、自己資本もその例外ではない）の異時点間における実質価値の同一性の実現を指向する点に鑑みると、基準利子控除制度は利益処分の中立性と資金調達の中立性を実現するものとしても優れていると言えよう。

五に、四と関連して、一つの租税法制度の中には、租税特別措置としての要素や平等原則等の法原則を実現する要素が混在していることがある。その際、かかる法制度をどのように評価するかが問題となる。すなわち、租税特別措置として断じることもできないし、憲法上の法原則を実現する優れた制度であるとし、租税特別措置としての負の側面を見逃すことともできない。右の問題につき、別の機会を得て検討したいと考えるが、少なくとも制度構築に際して立法者は負の側面を発見した場合にはそれを極力小さくする制度構築を再度行つていべきであることは否定できない。

- (91) 二元的所得税について、参照、Jacobs, Unternehmensbesteuerung und Rechtsform (Fn. 2), S. 105ff.
- (92) Viherkentta, Timo, Die Steuerreform in den nordischen Staaten-ein neuer Ansatz der Einkommensbesteuerung, ISR 1994, 414ff.
- (93) Viherkentta (Fn. 92), ISR 1994, 414.
- (94) 以下の論述にいき、参照、森信・前掲注（83）一一一頁以下。
- (95) 日本型二元的所得税の実現を制度的に担保するものとして、森信氏による金融所得特定口座制度の提唱は傾聴に値する。参照、

森信・前掲注(83) 一一一七頁以下。

参照、神田秀樹「金融所得課税の将来—信託課税のあり方との関係も含め—」信託一一一号六〇頁以下、特に、六四頁。

(96) (96) 参照、神田秀樹「金融所得課税の将来—信託課税のあり方との関係も含め—」信託一一一号六〇頁以下、特に、六四頁。

(97) (97) Jacobs, Unternehmensbesteuerung und Rechtsform (Fn. 2), S. 106.

(98) (98) Jacobs, Unternehmensbesteuerung und Rechtsform (Fn. 2), S. 106.しかし、かの地の議論においては、法人から株主が得る利益に係る性質決定如何も問題となつてゐる。しかし、使用人兼株主としての属性を有していない単純な株主について、彼が法人から受領する利益の一部について労働所得あるとは資本所得のどちらに当るのか、を論ずる意味はないであろう。また、この問題についての近時の優れた論稿として、参照、渡辺智之「所得・消費・資産」ジョーリスト一一八九号一一八頁以下、特に、一一三三頁。

(99) (99) Jacobs, Unternehmensbesteuerung und Rechtsform (Fn. 2), S. 106.

(100) (100) わが国においては、この方法が想定されてゐるかどうか。参照、神田・前掲注(96)六四頁。

(101) (101) 以下の論述に依る、参照、Viherkentä, Timo, Das nordische Modell-Ein alternativer Ansatz der Besteuerung von Kapitaleinkommen. Jacobs,

Otto, H. / Christoph Spengel (Hrsg.), Aspekte der Unternehmensbesteuerung in Europa, Baden-Baden 1995, S130f.; der. (Fn. 92), ISR 1994, 414ff., 417f.

(102) (102) また、既に本文中で言及したが、ある所得を資本所得として性質決定すれば、比例税率がそれに適用され、累進税率が適用される労働所得よりも、その税負担は低くなる。この点、ドイツを例とすると、人的企業からその出資者が稼得する利益は、場合によつては、その属性に応じてすべて事業所得として性質決定されうる。その際、旧ドイツ所得税法三二条により、事業所得に係る最高所得税率は四七バーセントとされた時期があった。これを通じて事業所得に係る事業税という特別な税負担が調整されるべきものとされた。しかし、二元的の所得税の許では人的企業から稼得される利益の一部であつても、資本所得とされれば、累進税率の適用を避けることが出来る。加えて、そもそも、二元的所得税が導入されている北欧諸国においては、ドイツにおける如き事業税は存在しない。以上のことから、北欧諸国における中小企業およびその出資者に係る税負担は、ドイツにおけるそれと比較して、その構造上、低いものとなつてゐる。参照、Viherkentä (Fn. 101), ISR 1994, 417f.

(103) (103) Viherkentä (Fn. 101), ISR 1994, 417f.

(104) (104) Viherkentä (Fn. 101), ISR 1994, 417f.

(105) (105) Viherkentä (Fn. 101), ISR 1994, 417f.

- (106) Jacobs, Unternehmensbesteuerung und Rechtsform (Fn. 2), S. 110f.
- (107) Jacobs, Unternehmensbesteuerung und Rechtsform (Fn. 2), S. 110f.
- (108) ^{アの同様性立証され、手塚・前掲注(二) 178頁に於て。} Kowallik, Andreas, Die niederländische Einkommensteuerreform 2001 ("Wet Inkostenbelasting 2001") und ihre Auswirkungen auf das "Holland-Fonds-Modell", ISR 2000 300ff.; Horlemann (Fn. 11), StuW 2003, 274. 分類税化による位置付け立証され、Horlemann (Fn. 11) が記載する参考文献。
- (109) 以下の叙述におけるオーバータの税制の難解さ立証され、注 (五) の如き。
- (110) 持家帰属所得の計算方法立証され、Obluda, Sybille, Das Steuerrecht der Niederlande, IWB Fach 5 Gruppe 2, S. 269ff., S. 275.
- (111) Horlemann (Fn. 11), StuW 2003, 274.
- (112) Wagner, Franz W., Konsumorientierte Reform oder Einkommens- und Gewinnbesteuerung - Stand und Perspektiven ihrer Realisierung in Österreich, ÖStZ 1998, 402ff.
- (113) Doralt, Werner / Hans Georg Ruppe, Grundriß des österreichischen Steuerrechts Band I 7. Aufl., Wien 2000, S. 182.
- (114) Farny, Otto / Franz Gall, Klassische, konsumorientierte oder zinsbereinigte Einkommensteuer? : Wohin geht die Reise?, ÖStZ 1998, 510ff., 513f. ^{手塚(二)の参考文献。}
- (115) Dorald / Ruppe, Grundriß (Fn. 114), S. 182 ; Winner, Hannes, "Klassische" oder konsumorientierte Einkommensteuer? -Eine Replik, ÖStZ 1999, 7
- (116) Bruckner, Karl E., Zinsabzug für das Eigenkapital und Abschaffung des Gebührentgesetzes-Vorschläge der Wirtschaftstreuhänder zur Steuerreform 2000, ÖStZ 1998, 599ff., 602 ; Kiesewetter (Fn. 7), StuW 1997, 30f.
- (117) Bruckner (Fn. 117), ÖStZ 1998, 602.
- (118) ^{具体的な立証、添付書類、納税申告書、Was bringt die Steuerreform 2000?, ÖStZ 1999, 157ff., 162ff. ; 納税申告書、Eigenkapitalzuwachsverzinsung nach §§11 und 37 Abs. 8 EStG sowie §§11 Abs. 2 und §22 KStG (zu StReFG 2000), ÖStZ 1999, 654ff. ; Dorald / Ruppe, Grundriß (Fn. 109), S. 183f. 並に G} 叙述は右に挙げた資料に依る。
- (119) 租税法上の平均自己資本の計算方法を以下に述べ。例へば、個人事業者Aが（事業年度と曆年が同一であるとする）、ある事業

(121) 詳細は（122）参照、Wiesner, Werner, AbGÄG 1985; Steuerliche Förderung des Risikokapitals, ÖSZ 1986, 10ff.

(122) 右の点に關する詳細は（123）参照、Wartin, Christoph, Rechtsformneutrale Unternehmensbesetzung: Heilmittel oder Sündenfall? : Anmerkungen zur geplanten Betriebssteuer, DSZ 1999, 238ff., 241f.

(123) Wartin氏は、「れども企業税（Betriebssteuer）を導入すれば、企業課税における法形態の中立性が実現されると云ふ」、同氏は、人的企業の出資者に累進税率が適用されると云ふ。人的企業の出資者に係る過剰課税が回避されると云ふ。Wartin (Fn.122), DSZ 1999, 242.

(124) Dorald / Ruppe, Grundriss (Fn. 114), S. 302.

(125) 利子は、何れかの匡面やある。参照、Jann, Martin, Die Endbesteuerung von Zinsen in Österreich, in: Grassner, Wolfgang / Michael Lang / Eduard Lechner (Hrsg.), Österreich-Der steuerrechtliche EU-Nachbar, München 1996, S. 51ff., S.53.

(126) Dorald / Ruppeの論述によれば、曰く、最終課税方式は、連邦憲法法律（Bundesverfassungsgesetz）による立法者に対する授權を通じて、せんたく達成の疑いなしに立法化が実現されよう。Dorald / Ruppe, Grundriss (Fn. 114), S. 281。

(127) 以上の実例は（120）参照、Dorald / Ruppe, Grundriss (Fn. 114), S. 303.

(128) Wurmsdorfer, Norbert, Investitionswirkungen der jüngeren Steuerrechtssetzung in Österreich, DSZ 1999, 585ff., 586.

(129) 細説、Farny / Gall (Fn. 115), ÖSZ 1998, 512ff.

(130) 細説、Lang, Joachim, Entwurf eines Steuergesetzbuchs, Bonn 1993. 細説、Rose, Manfred, Konsumorientierung des Steuersystems-theoretische Konzepte im Lichte empirischer Erfahrungen, in: Krause-Junk, Gerold, Steuersysteme der Zukunft, Berlin 1998, S.254ff.; Wagner, Franz W. / Ekkehard Wenger, Theoretische Konzeption und legislative Transformation eines marktwirtschaftlichen Steuersystems in der Republik Kroatien, in: Sadowski, Dieter / Hans Czap / Hartmut Wachter (Hrsg.), Regulierung und Unternehmenspolitik : Methoden und Ergebnisse der

betriebswirtschaftlichen Rechtsanalyse, 1996, S. 399ff., S. 400ff.

- (131) 本丸子《課税上への、参考、 Schneider, Norbert, Einkommensteuer und Gewinnsteuer in der Republik Kroatien : Überblick über die materiell-und verfahrensrechtlichen Regelungen, IStr 1998, 193ff. ; Stöckler, Manfred / Harald Wissel, Die Gewinnbesteuerung in der Republik Kroatien, IWB Fach 5 Gruppe 2 (Stand 1995), S. 1ff.

- (132) Schneider (Fn. 131), ISR 1998, 193.

(133) 例えば、事業とは関係なく企業外に流出した財産、逆に流入した財産について加算減算が行われる。隠れた利益処分、配当の形式をとる役員報酬等がそれである。やむには、控除を否認される事業支出は利益に加算される。例えば、ある種の広告宣伝費（全額、寄付金あるいは交際費として処理される）罰金、旅費、事業用に用いられる自家用車に係る費用の三〇ペーセント等がそれである。以上を要するに、いやれど、適正な所得の計算に必要となる修正である。詳細については、参考、 Schneider (Fn. 131), IStr 1998, 199.なお、右のような所得計算方法はドイツ所得税法および法人税法が参照され得る。

- (134) Hey, Einführung (Fn. 20), Rz. 34.

(135) なお、一回課税の原則が提倡された経緯、機能、そしてその意味内容の多義性等については、参考、 Hey, Einführung (Fn. 20), Rz. 34.

(136) ハンフランによる過剰課税を避ける途は、営業用財産の簿価を適宜調整する」とである。

- (137) Kiesewetter (Fn. 7), SuW 1997, 27.

- (138) Lang, Prinzipien und Systeme (Fn. 10), S. 52.

- (139) Joachim Lang 教授、 Manfred Rose 教授は、東欧の民主化政策を、税制の整備を通じて、推進する役割を担つたことは知られています。特に、クロアチアの税制における ACE 型税制の構築はその功績である。おそらく、Lang 教授は、東欧において導入された右の税制をドイツにおける投資および企業活力の促進に寄与させる意図を有していたのではないか、と推察される。

(140) オーストリアの現行の法人、株主間課税のベースとなつてゐるのが、二〇世紀前半のドイツにおいて妥当していた税制である。そのように、かつてオーストリアがドイツの税制を模倣したので、今回は、逆に、ドイツがオーストリアのそれを模倣した、といふ事情がある。

- (141) ドイツにおける「分の」所得免除方式に対する批判としては、11(1) 参照。